

9/12

10:00-12:00

日時 2024年9月12日

10:00-12:00

場所 帯広畜産大学23番教室

(日本獣医学会内)

法獣医学を解く。

座長 鈴木良(東京都保健医療局 動物愛護相談センター多摩支所)
座長 木村亨史(北海道大学獣医学研究院)

10:00-10:05 開会
田中亜紀(日本獣医生命科学大学 特任教授)

10:05-10:30 「多頭飼育崩壊の現場対応」

藤井美和(長野県上田保健所 課長補佐兼食品動物衛生係長)

10:30-10:55 「法獣医学領域における病理検査の留意点」
内田和幸(東京大学 大学院農学生命科学研究科獣医学専攻 教授)

10:55-11:20 「愛護動物虐待等罪の概要」

三上正隆(愛知学院大学 法学部 教授)

11:20-11:55 「ヒトにおける法医学の実際と、法獣医学への応用」
榎野陽介先生(東京大学 大学院医学系研究科 教授)

11:55-12:00 閉会
石塚真由美(北海道大学 獣医学研究院 教授)

事前登録不要(獣医学会の参加登録が必要になります)

参加費不要(獣医学会の参加費がかかります)

獣医学会URL:<https://167.jsvsmeeting.jp/>

多頭飼育崩壊の現場対応

藤井 美和(課長補佐兼食品・動物衛生係長)
長野県上田保健所

1. はじめに

保健所には、主に地域に猫が多いことに起因する負傷猫、迷い猫、仔猫、糞尿苦情の他に、近年増えている多頭飼育崩壊など、対応に苦慮する事案が多く寄せられる。地域に猫が多いことと多頭飼育崩壊は連鎖的であり、猫問題解決には、地域猫活動と多機関連携による対応と予防が必要不可欠である。

過酷な状況で生きている猫を地域猫活動で管理を行ったり、多頭飼育予防のために福祉と連携する仕組みを作ることで、虐待に陥る猫の数を減少させたいと考えている。

上田と佐久で対応した事例から、人と動物、高齢者や社会的孤立者との共生社会実現のために、様々な機関、地域社会に働きかけてきた過程について紹介したい。

2. 相談事例について

(1) 上田保健所(2018~)

2018年より上田市で自治会申請による地域猫活動を開始した。1年目は13自治会で106匹に繁殖制限手術を実施した。2023年9月までに上田市内241自治会のうち149自治会で地域猫活動の申請があり1,684匹に手術を実施している。

(2) 佐久保健所(2020~2022)

	相談件数	手術数	引取数	多頭飼育	高齢者
2020	13	228	74	12	12
2021	58	362	50	9	19
2022	108	545	19	3	5

3. 対応方法

(1) 多頭飼育と地域猫活動との連携

市町村(動物・福祉部局)、ボランティア、自治会、地域住民に説明し、対応を行った。繁殖制限手術には市町村などの補助金を使用した。

(2) 飼育環境改善のための支援

生活環境改善の清掃、就労支援など、福祉と連携し人への支援につなげた。

4. 情報発信、講習会などの取組

環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」のとおり、猫の問題は、様々な要因の結果で、根本に生活困窮や孤立、ゴミ屋敷、児童へ

の影響などを抱えている。動物の状況は、数が増えており、けが、病気が見られた。動物担当者が飼い主とコ関係を築いた上で福祉の支援につなげた。

多頭飼育予防社会実現のため、関係者への情報発信を行った。2024年度より上田市福祉部局と連携しケース連携会議、民生員会議に出席予定である。

2019.2.23	地域猫講習会(自治会他241名)
2020~	上田市地域猫推進ボランティア会議等
2022.10.21	猫問題解決のための勉強会(72名)
2023.2.22	多頭飼育問題勉強会(社協84名)
年3回	地域包括支援センター等講習会
2024.2.18	第1回人と猫の問題について考えるフォーラム(130名)
2025.1.27	第2回人と猫の問題について考えるフォーラム、福祉関係者へ周知予定

5. 最後に

社会的困難を抱えた多頭飼育崩壊の相談が多発している。地域猫や多頭飼育問題では、虐待と考えられる猫のネグレクト状態とともに、人のセルフネグレクト状態も見られる。人と動物の正しい営みのために地域猫活動、多頭飼育崩壊予防により猫が増える要因をなくす対策を広める。捕獲器の貸し出しや地域猫講習会を始め住民始動の後押しをしていきたい。

【講演者略歴】

2001年 日本獣医畜産大学
(現日本獣医生命科学大学) 獣医部獣医学科卒業
2001-2011年 上田食肉衛生検査所(と畜・食鳥検査)
2011-2015年 佐久保健所(食品担当)
2015-2017年 上田食肉衛生検査所(と畜検査)
2017-2019年 上田保健所(動物担当)
2019-2020年 佐久保健所(食品担当)
2020年-2023年 佐久保健所(動物担当)
2023年- 現職 上田保健所(食品・動物衛生係長)

法獣医学領域における病理検査の留意点

内田 和幸(教授)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 獣医病理学研究室

1. はじめに

病理学的検査は、主に解剖による肉眼観察と光学顕微鏡による組織検索からなり、これらの検査より得られた所見を実施者の経験・知識にもとづいて疾病の状態を判断する学問である。しかしながら法獣医学関連症例の病理検査実施にあたっては、通常の臨床例における検査と異なる注意点が多い。第167回獣医学会学術集会でも本内容について講演したが、今回は実例をもとに法医学関連症例の病理検査について紹介する。

検体の事前検査: 法獣医学関連の症例では、検体が発見された状況についてはある程度情報が得られるものの、まずは死体現状より、死後経過時間等を推定することが必要であり、また死因については肉眼解剖では情報がえられない例も決して少なくない。法獣医学関連の個体については、やみくもに解剖を行うのではなく、まず 外景所見を十分確認し、状態を把握するとともに写真を撮影して、検査後も再度確認できるようにデータを保管することが最も重要である。

解剖における画像診断の検討: 野生動物や猫等の比較的小型の個体では、死因に物理的損傷が関係する場合が少なくない。このような症例の骨格病変については、病理解剖よりも全身のCT検査(X線検査)による画像診断の方が圧倒的に優れているため、実施をかならず検討すべきである。

検体の付着物、臓器および胃内容物の保管: 検体への付着物や遺残物の保管が重要な場合がある。この様なものについては、状態を観察するとともに、写真を撮影したうえで保管する必要がある。中毒等が疑われる検体については、胃内容物、肝臓および腎臓などの臓器を冷蔵保管し、専門機関と検査について事前に協議することが求められる。また、まれに個体識別等の際にDNAサンプルが必要になるため一部は未固定冷凍サンプルとして保管することが推奨される。

外傷の検査: 法医学関連症例において、特に虐待などが疑われる事例では、外傷性変化の確認は非常に重要である。外傷には擦過傷、刺傷、切傷、切断傷などの他、刺激性 化学薬品による腐食に起因す

る潰瘍形成などがある。これらの外傷については、常に人為的なものか、野生動物の捕食行為等によるものかを念頭において観察する必要がある。特に動物は豊富な体毛に覆われ、皮膚の刺傷部は損傷が非常に小さい 傾向があるので、かならず皮下組織および内臓の観察を慎重に行い、損傷の深度や臓器損傷の程度を評価することが重要である。

病理組織検査: 法医学関連症例には、死後経過時間や保管状況の関係で、病理組織検査には不向きな状態のものが多い。しかしながら念のため主要臓器については、ホルマリン固定等で検索が可能ないように保管することが必要である。まれに中毒の原因や、動物の年齢の推定等に病理組織検査が有効な場合がある。

おわりに: 法医学関連症例の病理検査にあたっては、以下の点を特に注意すべきである。まず公的機関の依頼に応じて実施し、安易に自己判断で実施しないことが重要である。公的機関の要請であっても対応困難な案件は受入れないことも大切である。さらに実施施設の汚染や実施者の感染など、バイオハザードへの配慮を怠ってはならない。最後に獣医師は捜査官ではないので、死因等に対し過度の推察を行うことなく、客観的な態度で、検査と検案書作成にあたることが最も重要である。

【講演者略歴】

昭和62年3月 宮崎大学 農学部 獣医学科卒業
平成元年3月 東京大学大学院 修士課程修了
平成2年3月 東京大学大学院 博士課程中退
平成2年4月 東京大学 農学部 助手
平成3年10月 宮崎大学 農学部 助手(助教)
平成20年1月 東京大学大学院 准教授
令和4年4月 東京大学大学院教授—現職

愛護動物虐待等罪の概要

三上正隆(教授)
愛知学院大学法学部

1. はじめに

法獣医学は、法律に関わる獣医学的諸問題を取り扱う学問であることから、法獣医学に従事するにあたっては、研究・実務のいずれにおいても、関連法規に対する理解が不可欠であるといえよう。本講演では、法獣医学に関連する法規の中でも特に重要な動物愛護管理法44条を取り上げ、同条において規定されている愛護動物虐待等罪の概要を紹介することとしたい。

2008年-2010年 早稲田大学法務教育研究センター
客員講師・客員研究員

2010年-2013年 愛知学院大学法学部 専任講師

2013年-2020年 愛知学院大学法学部 准教授

2020年-現職

2. 愛護動物虐待等罪の犯罪類型・行為客体

動物愛護管理法44条は、1項で愛護動物殺傷罪、2項で同虐待罪、3項で同遺棄罪を規定する(これら3罪を合わせて「愛護動物虐待等罪」という)。また、同条4項では、愛護動物虐待等罪の行為客体(行為が向けられる対象)である「愛護動物」が定義されている。この「愛護動物」は、1号に規定されている「1号動物」と2号に規定されている「2号動物」に分かれる。

3. 愛護動物虐待等罪の保護法益

愛護動物虐待等罪の保護法益(法により保護されるべき利益)は、殺傷等される動物の生命・身体という「動物の利益それ自体」であるとの理解もある。しかしながら、動物愛護管理法の目的規定(同法1条)等に鑑みれば、解釈論上、それは、「動物愛護の良俗」であると解すべきである。

4. 愛護動物虐待罪の「虐待」の意義

動物愛護管理行政実務において、愛護動物虐待罪における「虐待」とは、愛護動物に対して「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱い」(環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン』[令和4年3月]22頁)と理解されている。もっとも、この定義は、未だ不明瞭なものであると言わざるを得ず、その更なる明確化が求められる。

5. おわりに

動物虐待に対する獣医学的評価を行い、鑑定書を作成するなどの際には、以上のような愛護動物虐待等罪の理解を踏まえておくことが肝要である。

【講演者略歴】

2008年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得後退学

ヒトにおける法医学の実際と、法獣医学への応用

榎野陽介(教授)

東京大学大学院医学系研究科 法医学分野

1. はじめに

法医学分野は、司法解剖を行う分野、すなわち刑事司法のために犯罪被害者を解剖する分野として発展してきたが、「医学および自然科学を基礎として、法律上の問題を研究し、またこれを鑑定するところの医学科」(初代東大教授片山國嘉)とされるように、本来は法律上の問題全てに向けられた学問である。すなわち、事故死や感染症による死亡に対する公衆衛生学的な観点で解剖を含む調査を行ったりするのも本来の法医学の役割である。

一方、獣医学においては、感染症などに対する公衆衛生学的観点の死因調査は従前行われていたところ、動物愛護法成立などにより、虐待など、刑事司法的分野へ介入が必要になってきたと考えられ、「ヒト」の法医学と逆順に発展してきているととらえることができるかもしれない。それ故に特に刑事司法に関連した我々法医学者の業務について紹介することは、法獣医学の発展に寄与する可能性があるかもしれない。本講演では、「ヒト」の法医学において、特に刑事司法に関連した業務について紹介し、法獣医学への応用について考えたい。

2. 司法解剖の実際

司法解剖は刑事訴訟法に基づいて、検察官が法医学者に鑑定嘱託をして実施される解剖である。裁判官による鑑定処分許可状が必要であり、必ず殺人罪など何らかの罪名のもと解剖が行われる。解剖では死因の究明だけでなく、損傷鑑定、死亡時刻推定、薬毒物検査などが求められる。頭蓋腔・胸腔・腹腔を開いて観察することはもちろん、損傷の鑑定のためには、皮膚や皮下組織の観察、頸部・背面・四肢の詳細な解剖も実施している。

当教室ではさらに解剖に付随して死後CT検査も実施している。死後CTでは解剖では見つけにくい銃弾などの金属、異物、ガス、骨折などの評価が可能である。また死後CTには証拠保全の役割があることも重要である。

3. 解剖後の検査

解剖時採取した検体からは、組織学的検査だけでなく、薬毒物検査もルーチンで実施している。さらに事例によって生化学検査、培養検査、プランクトン(珪藻)検査、遺伝子検査などを実施する。

4. 鑑定の実際

最終的な鑑定は種々の検査結果を総合した上で行う。ここまで検査をしても、確定できない死因も多数あり、捜査情報などもふまえて推定せざるを得ない場合も多いが、捜査情報が間違っていることもある。従来の法医学では、法医学者が一人で鑑定し、バイアスのかかった鑑定が生まれうる。こういった背景が冤罪の温床となっている可能性は否めない。私たちの教室では、なるべく多人数で鑑定書をチェックするようにして、バイアスのない鑑定を目指している。

5. 最後に

これらの法医鑑定のプロセスは法獣医学にも応用されうるものと考えられる。日本獣医生命科学大学の木原友子先生が当教室に大学院生として入室し、その応用に挑戦してきたので、紹介する。

一方、本講演を通じて、理想的なヒト法医鑑定には、法医学者が一人で解剖して鑑定するだけでは済まされないことも理解いただけたと思う。理想的な鑑定のためには、多数の検査・人材が必要であり、そのためには相応のコストが必要であり、この費用をどうやって捻出するかは法医学分野でいまだに解決されていない課題である。法獣医学でも、費用問題は切り離せない問題となるであろう。今後、関係機関との連携が深まり、前向きに検討されていくことを願う。

本講演が法獣医学分野の発展に少しでも役立てば幸甚である。

【講演者略歴】

2007年 東京大学医学部医学科卒業
2007-2009年 慶應病院/東大病院初期研修医
2009-2010年 千葉大学医学部附属病院放射線科
2010-2012年 関東中央病院放射線科
2012-2013年 千葉大学医学部附属病院放射線科
2013-2014年 千葉大学大学院医学研究院法医学
2014-2017年 東京大学大学院 法医学 講師
2017-2024年 同 准教授
2024年- 現職

日本法獣医学会企画シンポジウム

座長 鈴木良(東京都 保健医療局 動物愛護相談センター多摩支所)

座長 木村享史(北海道大学獣医学研究院)

10:00-10:05 開会 田中亜紀(日本獣医生命科学大学 特任教授)

10:05-10:30 「多頭飼育崩壊の現場対応」

藤井美和(長野県上田保健所 課長補佐兼食品 動物衛生係長)

10:30-10:55 「法獣医学領域における病理検査の留意点」

内田和幸(東京大学 大学院農学生命科学研究科獣医学専攻 教授)

10:55-11:20 「愛護動物虐待等罪の概要」

三上正隆(愛知学院大学法学部 教授)

11:20-11:55 「ヒトにおける法医学の実際と、法獣医学への応用」

榎野陽介先生(東京大学大学院医学系研究科 教授)

11:55-12:00 閉会 石塚真由美(北海道大学大学院獣医学研究院 教授)

法獣医学を解く。

9/12

10:00-12:00

日時 2024年9月12日10:00-12:00

場所 帯広畜産大学23番教室(日本獣医学会内)

事前登録不要(獣医学会の参加登録が必要)

参加費不要 (獣医学会の学会参加費が必要)